

かみいち福祉の里

2017年
2月1日

ニュース

NO.161 **認定NPO 特定非営利活動法人 かみいち福祉の里**

富山県指令 男女 第237号 認定有効期限 至 平成33年3月31日 寄付金優遇税制適用

〒930-0312 富山県中新川郡上市町東江上288番地

電話 076-473-3313 fax. 076-473-2941

e-mail fukushinosato@kami1294.com <http://www.kami1294.com>

【改正育児・介護休業法】平成29年1月1日から施行。

当NPO法人の関係規則も 大幅に 改定し 魚津労働基準監督書へ届け出しました。

改定の 主な項目は 次のとおりです。

育児休業等に関する規則

<<子の看護休暇の取得単位の柔軟化>>

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は 1年につき5日(子が2人以上の場合は10日)まで、病気、怪我をした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能です。

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が 可能に改正。

介護休業および介護短時間勤務等に関する規則

<<介護休業の分割取得が可能に>>

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、分割して取得が可能に。

<<対象家族の範囲が 大幅に 拡大>>

要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)の家族を介護するための休業です。

配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫です。

※祖父母、兄弟姉妹、孫については、同居・扶養要件は不要となりました。

<<介護のための所定労働時間の短縮>>

介護休業とは別に、利用開始から3年間の間に2回以上利用できる。

- ① 所定労働時間の短縮 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準ずる制度

<<介護のための 残業の免除>>

対象家族1人につき、介護修了まで残業の免除が受けられる制度の新設

<<マタハラ、バタハラ等の 防止措置義務の新設>>

事業主、上司、同僚からの 妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講ずることを事業主へ 新たに義務付けました。

介護休業給付金は 条件を満たす場合 賃金の 67%相当となります。

当 NPO 法人の場合 介護休業は無給です。しかし ハローワークを通じて申請すると

- ① 労働者が 雇用保険の被保険者であること
- ② 過去 2 年間の就労期間の中で 1 ヶ月のうち 勤務日が 11 日以上ある月が 12 カ月以上あること

の条件を満たしていると 賃金の 67%の給付金を受け取ることが可能です。

“食品ロス”を減らし、社会貢献活動を推進する 【新しい食品循環ネットワーク活動】へ 参加します。

一般社団法人 **中央ライフ・サポートセンター= CLSC**(群馬県前橋市)からの呼びかけがあり検討の上、活動への参加を 1 月 17 日に 申し込みました。

活動の趣旨……日本では、賞味期限は充分あるのに、メーカー側での 納入期限切れなどで年間 500 万トン以上の “食べられる食品” が破棄されています。この “もったいない食品” を 社会福祉施設等へ 【寄附】して活用し【食品のロス】を 減らすことを目的としています。当 NPO 法人は 食品ロス物品の寄附を受ける側となり介護事業所で 有効な活用を目指します。

第 2 回地域密着型ディサービス運営推進会議が開催される

地域密着型となって 2 回目のディサービス運営推進会議が 1 月 24 日 (火) にお茶の間で開催された。地元区長、民生委員、地元代表、中新川広域行政事務組合、包括支援センター、利用者やその家族らで作る構成員に当ディサービスの一日の流れや利用者の現況を説明し、それに対し、参加者から貴重なご意見をいただいた。(次回は H29 年 7 月開催予定)



認定 NPO 法人 **パブリック サポート テスト** ご賛同は 順調です

4 月 1 日よりスタート	1 月 28 日現在 先数実績	ご寄附金額
平成 28 年度 目標 100 先	129 先	1,024,959 円

平成 29 年 3 月 31 日が 締切日です。当初の年度目標を **既に 超えました。ご支援 ありがとうございます。**

なお 理事等役員の寄付金は PST には カウントしない ルールであり 今期は 4 名の役員から 上表とは別に現在までに ¥635,000 の寄附があります。PST と合わせると 寄附金額は 合計 1,669,959 円となります。